

3章 うるおいのある安全・安心なまち

- 1 自然・地球環境の保全
- 2 循環型社会の形成
- 3 基地対策の充実
- 4 防災対策の充実
- 5 消防・救急体制の充実
- 6 交通安全対策の充実
- 7 生活安全対策の充実



基本方針

かけがえのない自然環境を次代に継承するため、「市地球温暖化防止実行計画」に基づき地球温暖化防止に取り組むとともに、市民・事業者と一体となった霞ヶ浦や河川の浄化対策及び公害対策を推進します。

現況と課題

地球規模での環境問題が深刻化する中、「京都議定書」の批准国である我が国においては、国際的な流れの中で、温暖化防止に向けた取り組みが進められてきました。

平成 17 年 4 月には「京都議定書目標達成計画」が定められ、「京都議定書」で定められた 1990 年度比 6 %削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されました。

その中では、温室効果ガス※の排出削減、吸収などに関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

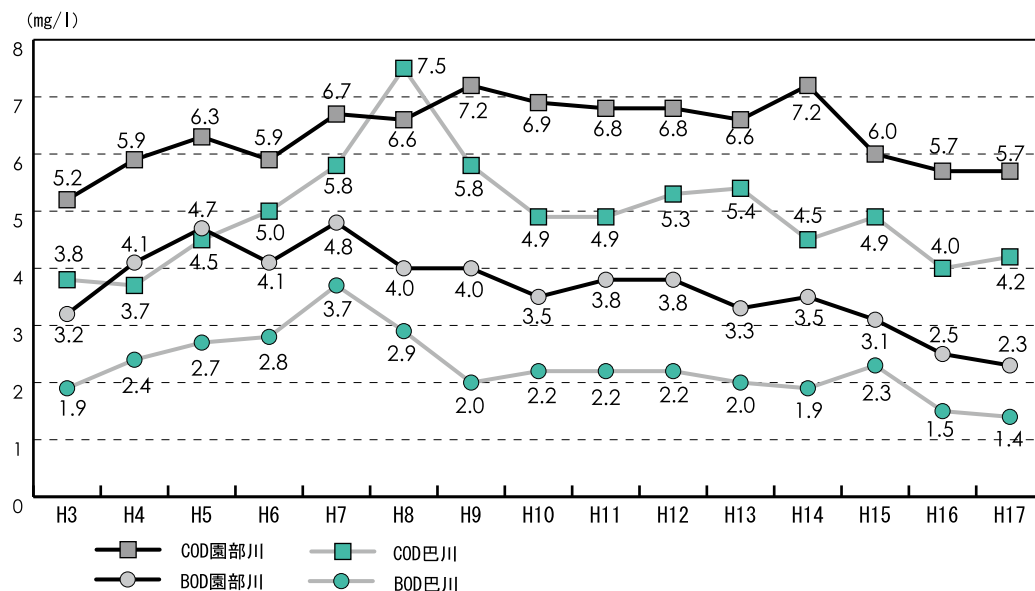
このような状況の中、本市においても、地球温暖化防止対策として、環境教育を推進し、環

境の保全についての市民一人ひとりの意欲を高めていくことが求められています。

霞ヶ浦浄化・水質汚染に対しては、公共下水道の整備や事業用排水の排出規制など県・流域市町村の連携により進めてきましたが、平成 17 年度の霞ヶ浦のCOD※は 7.6mg/l と昭和 40 年代前半の 5mg/l 前半にはまだまだ及ばないのが現状です。今後も引き続き、関係機関の連携による生活排水対策や市民意識の啓発など水質浄化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、騒音・振動などについても、市民の生活環境の維持・向上を図るため、適切に対処していく必要があります。

●霞ヶ浦の流入河川における COD 及び BOD ※の推移



資料：環境課

※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。フロンガス、メタンガス、亜酸化窒素、二酸化炭素など。

※COD：化学的酸素要求量。水中の被酸化性物質を酸化するために要する酸素の量で示した水質の指標で、CODが高いほど水質が悪い。

※BOD：生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が微生物によって分解されるとき必要とされる酸素の量のこと。BODが高いほど水質が悪い。

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■巴川・恋瀬川探検隊の参加者数 霞ヶ浦環境科学センターで実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊の活動に参加した市民の人数の拡大を目指す。	215 人	250 人
■園部川のBOD値 (1ℓあたり) ■巴川のBOD値 環境保全活動などの推進により、園部川、巴川のBOD値の低減を目指す。	2.3 mg / ℓ 1.4 mg / ℓ (H17)	2.2 mg / ℓ 1.3 mg / ℓ

個別施策

1. 地球温暖化対策《3101》

- ・「京都議定書目標達成計画」に即し、「小美玉市温暖化防止実行計画」を策定し、市全体で温室効果ガス発生抑制に取り組みます。

2. 水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策《3102》

- ・茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の工場・事業者に対する排水規制を徹底するよう指導に努めます。
- ・水質監視員による霞ヶ浦・流域河川の監視活動を実施するとともに、霞ヶ浦流域市町村との連携を図り、広域的な水質浄化の取り組みを推進します。
- ・霞ヶ浦流域市町村と連携のもと、国や県による霞ヶ浦の事業などの継続実施を促進します。

3. 環境保全活動の推進《3103》

- ・学校教育における体験学習や生涯学習における環境をテーマとした講座・教室など、環境教育を推進します。
- ・環境保全に関する知識及び環境保全に関する指導者を育成するとともに、環境保全に関する情報の提供を進めます。
- ・霞ヶ浦清掃大作戦など、霞ヶ浦浄化に向けた活動を推進するとともに、霞ヶ浦環境科学センターで実施している巴川探検隊、恋瀬川探検隊への参加促進を図ります。

4. 公害対策《3104》

- ・公害防止協定を締結している事業所への立ち入り調査を実施するとともに、その他の事業所についても公害防止協定の締結を促進していきます。
- ・大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音，振動，悪臭，地盤沈下などの公害については、市民からの情報に基づいて適切に対処します。



基本方針

環境負荷の少ない将来にわたって持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、市民のリサイクル意識の啓発を図り、ごみの減量化、資源化の促進、分別収集を推進します。
また、ごみの不法投棄などを防止するため、監視体制の強化に努めます。

現況と課題

20世紀は豊かな生活を送るため、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を送ってきました。しかしながら、このような一方通行の社会は環境負荷が高く、地球の限りある資源を浪費するものであるという反省から、平成12年「循環型社会基本法」が制定され、ライフスタイルや経済活動の見直しによる、将来にわたって持続可能な循環型社会への転換が図られてきました。

廃棄物・リサイクル政策の分野では、様々な取り組みが進められ、現在では、3R（廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル））を通じて、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する循環型社会の構築に取り組んでいます。

本市においても、ごみ処理における一部ごみの有料化、ペットボトルや古紙などのリサイク

ルが進められていますが、小川、玉里地区と美野里地区は処理施設が異なる関係から、個別の収集体制となっています。

処理施設の機能強化や耐用年数などから、様々な課題がありますが、今後、ごみ処理施設の広域化を検討していく必要があります。

市民レベルのリサイクルへの取り組みについても、家庭や学校、地域活動の中で進められてきましたが、今後は、本市のリサイクル活動の理念として「もったいない」をキーワードとした取り組みを推進していく必要があります。

不法投棄については、不法投棄が多発する地区への監視カメラの設置や不法投棄監視員による巡回監視が行われています。特に悪質な建築資材などの産業廃棄物の投棄が増加する傾向にあることから、監視・通報体制を強化する必要があります。

●ごみ処理状況

	H14	H15	H16	H17	H18
処 理 人 口（人）	28,548	28,524	28,387	28,272	28,133
年 間 総 排 出 量（t）	9,698	9,968	9,702	9,647	8,902
年 間 総 収 集 量（t）	9,698	9,968	9,702	9,647	8,902
焼却処理（t）	8,566	8,939	8,757	8,729	8,083
埋立処理（t）	0	0	0	0	0
そ の 他（t）	0	0	0	0	0

資料：環境課
※各年度3月31日現在

施策の目標

■ごみの排出量（年間）（市民一人あたり）
年間ごみ排出量の削減を目指す。

現 況（H19）

目 標 年 次（H24）

308 kg / 年，人 ▶ 306 kg / 年，人

個別施策

1. ごみの減量化の推進《3201》

- ・ごみ処理施策の一体性を確保するため、ごみ処理の広域化を検討します。
- ・生ごみの減量化と堆肥化を図るための市民の取り組みを支援します。
- ・マイバック、ふろしきなどによるレジ袋の削減や、不要品の再利用などについての啓発に努め、家庭から排出されるごみの削減を促進します。

2. リサイクルの推進《3202》

- ・市独自のリサイクル運動の理念を「もったいない」とし、市民協働による「もったいない運動」を推進します。
- ・リサイクル運動を全市的に推進していくため、フリーマーケットなど市民による環境イベントなどを支援します。

3. 不法投棄の防止対策《3203》

- ・不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの活用や、不法投棄監視員による巡回監視の強化に努めます。
- ・不法投棄の早期解決を図るため、指導・処分・取り締まりの徹底を関係機関に要請します。
- ・市民や市内事業者に対して、廃棄物の不法投棄防止についての啓発に努めます。

3

うるおいのある
安全・安心なまち



基本方針

防衛施設との共存を目指し、基地周辺の生活環境の整備や民生安定の向上に努めます。

現況と課題

航空自衛隊百里基地は首都圏防衛の重要な基地であり、第7航空団及び偵察航空隊などが配備されています。

基地は広大な面積を占有しているだけでなく、航空機の訓練による飛行騒音など、航空防衛施設特有の不利益や障害を与えています。

本市では、これまで航空機の騒音による被害を軽減するため、住宅の防音工事を促進するとともに、基地周辺住民の生活環境の整備や民生安定の向上などに積極的に取り組んできました。

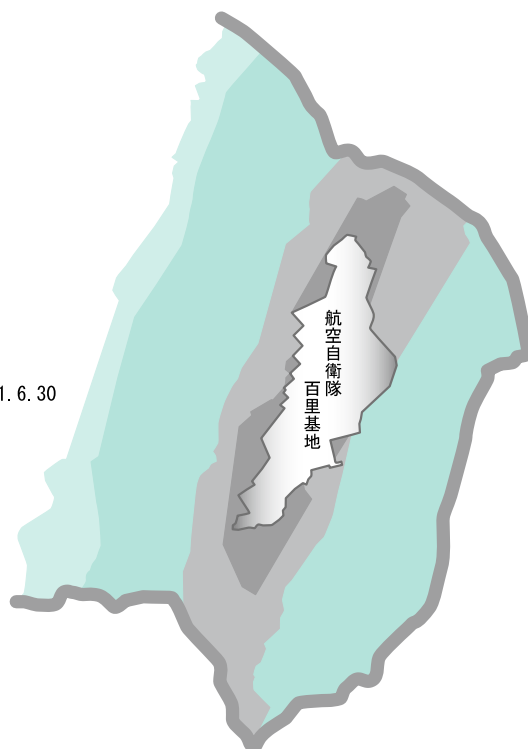
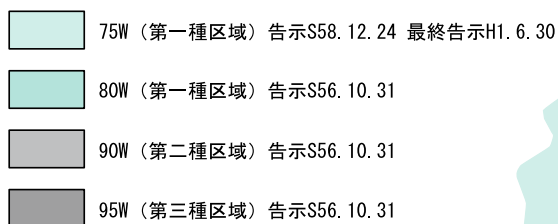
本来、基地の安定使用に資するための施策は、基本的には国の責任において処理すべきものですが、基地と共存した地域づくりを進めていく

ためには、基地の存在が周辺住民の生活や本市の土地利用などに与えている影響の実態を的確に把握し、それを是正するための対策を図っていく必要があります。

本市においても、これまで同様、引き続き基地周辺の生活環境の向上、民生安定事業などの充実を図るとともに、基地周辺地域振興策のより一層の充実を目指した取り組みを進めていく必要があります。

また、基地周辺の移転跡地は、現在、緑地などとして利用されていますが、今後は、地域の振興に資するよう、有効利用を図っていく必要があります。

●騒音区域図



施策の目標

■騒音測定器の増設

騒音の実態をより正確に把握するため、関係機関に要請し、騒音測定装置の増設を目指す。

現

況 (H19)

目 標 年 次 (H24)

2 箇所



10 箇所

個別施策

1. 障害防止対策の充実《3301》

- ・航空機の騒音などによる障害を軽減するため、実態に即した対象区域の拡大や内容の拡充などに努めます。

2. 基地周辺地域振興・環境整備《3302》

- ・周辺地域の生活環境の向上を図るため地域振興策の充実に努めるとともに、移転跡地の有効利用を検討します。

3

うるおいのある
安全・安心なまち

基本方針

市民の安全・安心を確保するため、「市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。

また、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域の防災力の向上を図ります。

「市国民保護計画」に基づき、総合的な危機管理体制の構築を目指します。

現況と課題

地震、集中豪雨などの多発する自然災害に対して、地域が一体となった防災への取り組みが求められている中、本市においても「地域防災計画」を基本とした、個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティなどによる共助、行政による公助が相互補完した防災体制を確立し、減災社会の実現を目指して取り組んでいるところです。

市民の安全・安心を確保するためには、自主防災組織の育成、市民参加の防災訓練の実施や災害時における避難場所の周知徹底など災害予防体制を確立するとともに、災害発生時には地域との連携による避難・救出・救護など、初期活動による災害の軽減を図っていく必要があります。

また、高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援が必要な人が、災害時に安全に避難できるよう、自主防災組織と行政の連携により災害

時要援護者※（災害弱者）対策を講じる必要があります。

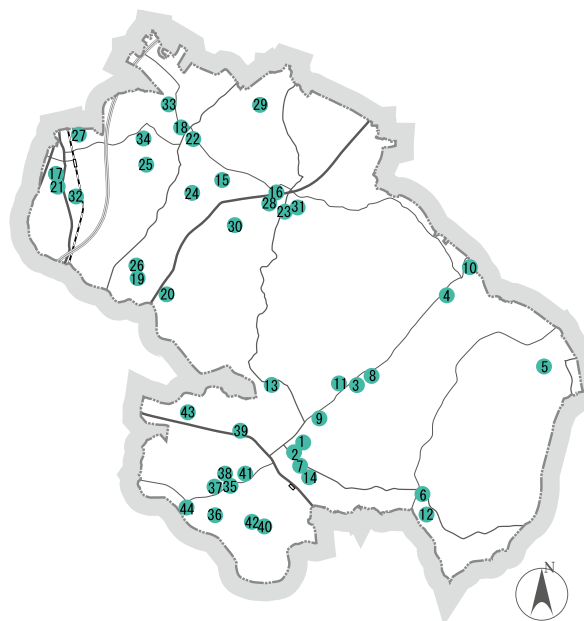
さらに、新たな対策として、地域活動の育成、防災活動拠点の設置検討、周辺市町との広域防災による取り組みの検討や人的災害への対策が求められています。

一方、政府の地震調査委員会においては南関東で今後30年以内に70%の確率で地震規模M7程度、震度6程度の地震が発生すると予想されています。

「市地域防災計画」では、市庁舎をはじめとする公共施設は、災害時の対策拠点または緊急避難場所となっていますが、昭和56年以前の建築基準で設計されているものがいくつかあり、耐震性が十分ではありません。今後発生が予想される地震に対応できるよう公共施設などの耐震化を図る必要があります。

● 避難場所

1 小川公民館	23 堅倉小学校
2 小川小学校	24 美野里中学校
3 野田小学校	25 茨城県立中央高等学校
4 上吉影小学校	26 希望ヶ丘公園
5 下吉影小学校	27 東平児童公園
6 橘小学校	28 堅倉わんぱく公園
7 小川南中学校	29 先後公園
8 小川北中学校	30 仲丸池公園
9 小川文化センター	31 堅倉運動広場
10 小川温泉寿荘	32 羽鳥運動広場
11 小川 B&G 海洋センター	33 納場運動広場
12 小川運動公園	34 江戸住宅公園
13 やすらぎの里小川	35 玉里保健福祉センター
14 茨城県立小川高等学校	36 玉里総合文化センター
15 四季の里	37 玉里中学校
16 美野里公民館	38 玉里小学校
17 羽鳥公民館	39 玉里北小学校
18 農村女性の家	40 玉里東小学校
19 農村環境改善センター	41 玉里幼稚園
20 竹原小学校	42 玉川地区学習等供用施設
21 羽鳥小学校	43 玉里運動公園
22 納場小学校	44 高崎集落センター



※災害時要援護者：災害が発生した際に、家族等の支援が受けられない、または家族だけでの支援が困難で、第三者の支援が必要と想定される方。

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■公共施設の耐震化率 公共施設の耐震化率の向上を目指す。(改正耐震改修促進法に基づく国土交通大臣の基本方針 学校：74 棟 耐震済：33 棟 その他：12 施設 耐震済：8 施設)	48%	▶ 62%
■市民参加型の防災訓練回数 市民参加型の実践的な訓練を年1回以上実施することを目指す。	-	▶ 年1回以上実施

個別施策

1. 防災体制の強化《3401》

- ・緊急災害時における迅速かつ確実な情報伝達に努めるとともに、防災行政無線など施設の充実に努めます。
- ・災害時の被害拡大の抑止を図るため、防災対策の基本情報として、防災マップの整備を進めます。
- ・国、県、関係機関との広域的な防災体制の充実・強化に努めるとともに、情報提供システムの充実に図ります。
- ・実践的な総合防災訓練や防災講習会を実施し、地域防災力の向上及び防災思想の普及に努めます。
- ・災害時に対策拠点・緊急避難所となる公共施設などの整備を進めるとともに、避難経路の安全確保に努めます。
- ・土砂崩れなどの自然災害を未然に防止するため、危険箇所の点検を実施します。
- ・大規模災害発生後に集中が予想される救援物資や災害ボランティアの受入体制の整備を進めます。

2. 自主防災の強化《3402》

- ・自主防災組織を育成・支援し、「私たちのまちは私たちが守る」といった市民一人ひとりからなる防災コミュニティの醸成を図り、地域において自主的な防災活動が行えるよう防災訓練などを通じて助言・指導に努めます。
- ・災害時の要援護者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治組織、福祉ボランティア団体などを中心に構成される支援組織の整備と活動の促進を図ります。
- ・住宅の減災対策として、耐震化を促進するとともに、家具転倒防止対策などの普及・啓発を進めます。
- ・食糧備蓄を始めとした各家庭における平時からの災害時対応についての啓発を進めます。

3. 総合的な危機管理体制の充実《3403》

- ・「市国民保護計画」に基づき、武力攻撃などから国民の生命や財産を守る国民保護対策を推進します。
- ・危機管理意識の啓発を図るとともに、非常時対応体制の充実に努めるため、総合的な危機管理体制の構築を図ります。

基本方針

各種の災害に確実・迅速に対応できるよう、消防体制の確立及び予防対策を充実し、被害の軽減を目指します。

また、増加する救急需要に対応するため、救急・救助体制の確立や市民への応急手当の普及啓発により、救命率の向上を目指します。

現況と課題

本市では、火災をはじめ各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防施設・装備を計画的に整備し、消防職員の技術・技能の向上を図っているところです。

近年では、火災をはじめとした各種災害は複雑多様化・大規模化してきており、火災時の初動対応で重要な役割を担う消防団の体制強化や市民と行政などが連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められています。

また、住宅火災による被害及び死傷者の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及など防火対策の促進に取り組んでいますが、今後も引き

続き普及促進を図っていく必要があります。

こうした状況の中、消防行政に関する運営の効率化や基盤強化を図り、市民サービスを向上させるため、消防の広域化に向けての取り組みが進められています。

一方、救急需要については、年々増加する傾向にあるため、救急救命士の育成と人員の確保、緊急時における救急・救助体制の充実が求められています。救急車が到着するまでの応急手当が生死を分けることもあることから、AED（自動体外式除細動器）※などによる応急手当ができる市民を増やすための情報提供や学習の機会拡充などの取り組みが求められています。

●火災の発生状況

	火災発生 件数	焼損棟数	焼損面積	死者	負傷者
H14	30 件	23 棟	2,051	1 人	4 人
H15	35 件	27 棟	1,852	2 人	4 人
H16	45 件	29 棟	1,891	3 人	4 人
H17	31 件	31 棟	1,891	4 人	6 人
H18	37 件	37 棟	899	3 人	0 人

各年 12 月 31 日現在 資料：消防本部

●消防署



※ A E D（自動体外式除細動器）：Automated External Defibrillator。心臓の心室細動の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すための医療機器。

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■防火診断 住宅火災の出火件数及び死傷者の低減を図るため、住宅防火診断の実施件数の増加を目指す。(累計値)	123 件	1,000 件
■火災発生による死亡者数 火災による死亡者数ゼロを目指す。	3 人 (H18. 12. 31)	0 人
■救命率 高度な救命処置や応急手当により、救命率の向上を目指す。	6.25%	9 %
■救急講習受講者数 (AED) 自動体外除細動器を用いた救急救命講習会の参加者数の増加を目指す。(累計値)	898 人 (H17. 18)	3,000 人

個別施策

1. 消防力の強化《3501》

- ・火災などの発生に際し、确实、迅速な出動と適切な消防活動を行うため、消防施設や車両・資機材などの整備、防火水槽の増設などによる消防水利の充実に努めます。
- ・初期消火活動や事後処理などにおいて重要な役割を果たす消防団の充実強化・活性化を推進します。特に、消防団員の確保が消防力の向上につながることから、団員確保を積極的に促進します。

2. 火災予防対策の推進《3502》

- ・住宅火災の出火件数及び死傷者を低減するため、自治組織との連携を図り、防火診断、防火教室及び防災フェアなどを開催し、火災予防知識の普及を積極的に推進するとともに、住宅用火災警報器の普及促進に努めます。
- ・事業所などからの災害を防止するため、防火対象物の消防用設備などの是正及び防火管理者、危険物取扱者（危険物施設）に対する火災予防の指導に努め、災害の未然防止と軽減を図ります。

3. 救急救助体制の強化《3503》

- ・救命効果の向上を図るため、救急・救助資機材などの充実を図ります。
- ・救急救助活動における各隊の連携及び隊員の知識・技術の向上、さらには、医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

4. 市民の救急対応能力の向上《3504》

- ・救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、自動体外式除細動器（AED）など応急手当の普及啓発を推進します。



基本方針

関係機関と連携しながら、予防対策として交通安全教育、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援・相談体制の充実を図り、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロのまちを目指します。

現況と課題

自動車保有台数や運転免許所持者の増加、通過交通量の増大などにより交通安全対策の重要性は日々高まってきています。また、高齢化社会を迎え、交通事故発生件数が増加傾向にある高齢者を対象とした交通安全対策が重要課題となっています。

本市の交通事故発生件数を見ると、平成18年は379件、死亡件数は7件となっており、わずかながら減少傾向にあります。

このような状況の中、本市においては、市民

一人ひとりの安全意識を高めるため、季節ごとの交通安全運動期間のキャンペーンをはじめ、年齢層に応じた交通安全教育や年間を通じた各種啓発活動を実施しています。

今後は、交通事故発生件数の一層の削減、交通事故死者数ゼロを目指し、予防対策として交通安全教育・交通安全施設の整備を進めるとともに、交通事故被災者への支援・相談体制の充実を図る必要があります。

●交通事故発生件数

	件数（件）	死者数（名）	負傷者数（名）	合計（名）	1万人当たり 死傷者数（名）	死傷者のうち、子供の占める割合	
						実数（名）	割合（％）
H13	424	8	542	550		28	5.09
H14	458	7	586	593		28	4.72
H15	426	5	568	573	106.55	41	7.16
H16	358	3	568	571	106.03	29	5.08
H17	389	8	519	527	100.85	38	7.21
H18	379	7	502	509	95.89	40	7.86

資料：茨城県統計年鑑

施策の目標

■県民交通災害加入率

交通事故による被災者の救済を図るため、県民交通災害共済の加入率の向上を目指す。

現 況 (H19)

10.2%

目 標 年 次 (H24)

15.4%

個別施策

1. 交通安全運動の推進《3601》

- ・各季交通安全キャンペーンなど、各種啓発活動の充実を図り、市民一人ひとりの安全意識を高めます。
- ・事故増加傾向にある高齢者をはじめ、年齢層に応じた交通安全教育・啓発に努めます。

2. 交通事故被災者への支援・相談の充実《3602》

- ・交通事故被災者の救済を図るため、県民交通災害共済への加入を促進します。
- ・交通事故相談の内容の複雑化、多様化に対応するため、交通事故相談業務の充実を図ります。

3. 交通安全施設の充実《3603》

- ・歩行者などの安全を確保するため、関係機関と協力し、横断歩道、道路標識、信号機などの交通安全施設の整備に努めます。

3
うるおいのある
安全・安心なまち



基本方針

市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の向上に努め、犯罪のない地域社会の実現を目指します。

また、市民が消費に関するトラブルに巻き込まれないよう、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、消費に関する情報提供など啓発活動を推進します。

現況と課題

全国的に治安の悪化が急速に広まる中、身近な場所での犯罪が後を絶たず、市民生活の安全に対する不安が大きくなっています。

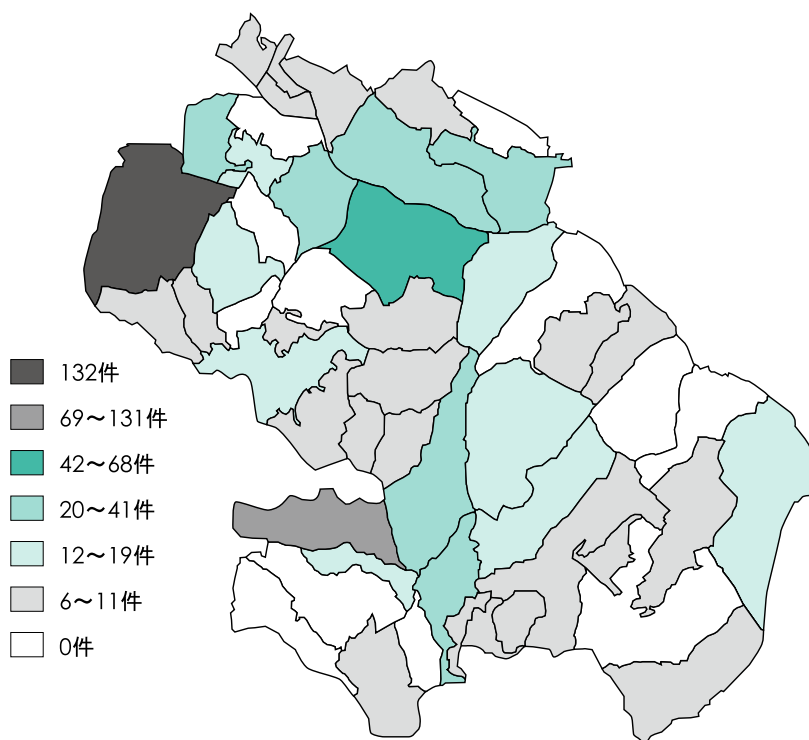
社会構造や生活様式の多様化・複雑化などを背景として様々な犯罪の発生が見られ、地域においても、都市化の進展や核家族化などの社会環境の変化や地域社会の連帯感の希薄化に伴い、犯罪の発生する要因が増えています。

本市においては、犯罪のない地域社会を実現するため、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めるとともに、地域や警察など関係機関が

一体となった防犯体制の充実に努め、防犯抑止機能の向上に努めていく必要があります。

また、振り込め詐欺や、インターネットによる消費者被害、一人暮らしや認知症高齢者を狙った消費者被害などが社会問題化しています。高齢者や若年層などは特に被害を受けやすいことから、想定される状況に応じて、きめ細かく対応し、消費知識の普及や意識啓発に力を入れるとともに、被害者保護の体制づくりを進めていくことが求められています。

● 犯罪件数の状況



資料：茨城県警察本部（平成19年の累計）

■自主防犯組織数

地域における防犯力向上を図るため、自主防犯組織の増加を目指す。

現 況 (H19)

目 標 年 次 (H24)

12 団体



24 団体

個別施策

1. 地域防犯体制の確立《3701》

- ・複雑、多様化する犯罪に関する最新の情報や予防策の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- ・地域や関係機関との連携を図りながら、子どもや高齢者を対象とした防犯対策を推進します。
- ・自警団をはじめ、コミュニティなど、地域の関係団体の防犯ネットワークを強化し、地域における自主的な防犯活動を支援します。

2. 消費生活の安全の確保《3702》

- ・商品の安全性や様々な消費者トラブルについて、広報や行政・消費生活関連団体などを通じて、具体的な被害事例や予防策などの情報提供を行い、未然・拡大防止に努めます。
- ・「県消費生活センター」と連携しながら、消費者からの被害・苦情・問い合わせなどに対し、助言や情報提供を行うなど相談体制の充実を図ります。

3

うるおいのある
安全・安心なまち



